

(別紙)

令和 7 年度岡山県登録販売者試験実施業務委託公募要領

令和 7 年度岡山県登録販売者試験実施業務については、登録販売者試験実施に関する技能・経験を必要とするものであり、試験を適切に実施する必要があることから、株式会社両備システムズを相手方とする委託契約手続きを予定しているが、契約の前に、契約予定者以外の者への参加意思確認を行うものである。

応募者がいない場合には、株式会社両備システムズと契約手続きを行うこととする。

なお、参加資格を満たすと認められる者がいる場合にあっては、株式会社両備システムズと当該応募者が提出する計画書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

1 業務名

令和 7 年度岡山県登録販売者試験実施業務

2 業務の目的

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 8 第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度登録販売者試験を実施するが、当試験は、徳島県を除く中・四国 8 県において、同一問題を使用することから、受験者への公平性を確保するため、試験日時、合格発表日時等が統一されており、試験実施業務を同一時期に行う必要があり、決められた期間内で受験申請書の受理から合格証の発送まで、遅滞なく適正に行うことを目的とする。

3 委託業務の内容

本委託業務の内容は別紙業務仕様書のとおりとする。なお、業務の実施に当たっては下記の事項を厳守すること。

- ・関係法令を遵守すること。
- ・業務上知り得た情報及び個人情報については、契約期間内及び業務完了後において、機密の保持及び個人情報取扱特記事項（別記）を遵守すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

5 契約限度額

3, 500, 339 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 応募要件

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者

名簿」という。)に登載されている者であること。

- (2) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (3) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類8、小分類2」、「大分類8、小分類3」、「大分類8、小分類4」のいずれか一又は複数に該当し、格付区分がA又はBであること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 登録販売者試験実施業務を行うための知識、経験等を有すること。
- (10) 登録販売者試験実施業務と同種の業務について、過去3年以内に国又は地方公共団体との契約実績を有し、誠実かつ確実に契約を履行していること。

7 公募期間

本公告の日から令和7年6月20日（金）

8 応募方法

(1) 提出書類

- ・ 令和7年度岡山県登録販売者試験実施業務委託公募申請書 様式第2号
- ・ 令和7年度岡山県登録販売者試験実施業務計画書 様式第3号
- ・ 見積書及び積算内訳※ 任意様式

※受験人数等により増減する経費については、単価を明記すること。

(2) 業務仕様書及び応募書類の入手方法

本公告の日から令和7年6月20日（金）までの土曜日、日曜日を除く午前9時から午前12時まで、及び午後1時から午後5時までに8（3）の提出場所において受け取ることができる。

なお、岡山県ホームページの「公募の広告」のページからダウンロードできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/list328-1555.html>

(3) 提出場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番地 6 号
岡山県保健医療部医薬安全課 薬事衛生班（岡山県庁 5 階）
TEL (086) 226-7340 FAX (086) 224-2133

(4) 提出方法

8 (1) の提出書類を 8 (3) の提出場所に郵送（簡易書留によるものに限る。8 (5) の期間内に必着のこと。）又は持参により提出すること。

(5) 提出期間

本広告の日から令和 7 年 6 月 20 日（金）までの土曜日、日曜日を除く午前 9 時から午前 12 時まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで

(6) 仕様書に対する質問の受付

ア 受付期間

公告の日から令和 7 年 6 月 20 日（金）までの土曜日、日曜日を除く午前 9 時から午前 12 時まで、及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

8 (3) の場所に同じ

ウ 方法

「仕様書等に関する質問・回答書」（様式第 1 号）により原則としてファックス又は郵送（簡易書留によるものに限る。）によることとし、受付期間内に必着とすること。

9 審査手続き・審査基準

(1) 公募申請書が提出された場合は、岡山県保健医療部内に設置する審査委員会において、別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査は、提出書類及び添付資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

10 結果の通知方法

前項の審査結果は文書で通知する。

11 その他

(1) 応募にかかる経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

(3) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 提出書類は、返却しない。

(5) 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（教育の実施）

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（収集の制限）

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（個人情報の適正管理）

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると思われる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法を具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

ならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

- 第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

- 第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

- 第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注)

- 1 甲は委託者である岡山県（実施機関）を、乙は受託者を指す。
- 2 委託等の内容に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除することができる。